

# 滋賀県産業振興新指針改訂の考え方について

## 1. 背景

### (1) 新指針の策定

本県の産業振興のあり方や戦略方向を定める「滋賀県産業振興新指針」(以下「新指針」)は、平成15年3月に策定しました。

新指針では、産学官連携体制の構築し、産業構造の転換を実現を目指し、長引く景気の低迷とIT化やグローバル化など企業を取り巻く厳しい状況下において、新指針推進の原動力となる8つのプロジェクト構想を掲げ、新産業の創出や既存産業の高付加価値化などによる地域経済の活性化に取り組んできました。

### (2) 社会経済情勢の変化

長引く景気の低迷から景気が回復基調に転じたにもかかわらず、地域、業種、規模などで景況感に格差が見られるなど、地域経済を支える中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況があります。

また、加速する経済のグローバル化の中で、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、エネルギー・環境制約の高まりなどの課題にみられるように、社会環境が大きく変化してきています。

### (3) 国、県の動き

平成18年度には、「国際競争力の強化」と「地域経済の活性化」を二本柱とする中長期的な経済活性化策を示した「経済成長戦略大綱」が策定され、平成19年5月には、「産業活力再生特別措置法」、「中小企業地域資源活用促進法」、「企業立地促進法」の地域経済の活性のための関連法が成立しました。

また、県では、平成15年に「滋賀県中期計画」を策定し、総合的、効果的に県政運営を行ってきましたが、様々な状況変化などにより、新たな課題や問題が

増加してきていることを踏まえ、基本構想の策定作業を進めています

なお、基本構想の計画期間は、平成19年度(2007年度)から平成22年度(2010年度)の4年間としています。

## 2. 改訂の趣旨

新指針に基づき、産業構造の転換と新産業創造に向けた取り組みを展開しているところですが、新指針策定より4年が経過し、社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな課題等への対応を図るため、新指針を見直し、本県経済の活性化実現の加速化を図る必要があります。

## 3. 改訂の考え方

新指針の計画期間が2010年までであることから、「産学官連携体制の構築と創造型・自律型産業構造への転換」という新指針の基本理念に基づき、産業振興の方向や指針の性格、計画期間、施策の基本体系等を考慮しつつ、本県産業の現況把握および分析を主として、本県産業振興方策等について点検見直しを行い、得られた諸課題を踏まえつつ、地域の魅力や資源の活用による産業の活性化を目指します。

### (1) 指針の性格

企業等民間の意見等を反映させた計画とし、産業、学術、民間、行政の各主体が協調して推進を図る指針とします。

### (2) 計画期間

平成20年(2008年)～平成22年(2010年)までの3か年とします。

